

狂犬病予防集合注射実施のお知らせ

村が行う集合注射の実施は年1回です。お忘れなく！

下記の日程により、実施しますので、犬を所有の方は必ず済まされるようお知らせします。（生後3か月以上の犬が対象です。）

※ このご案内と前後して、個別に動物病院で注射を済ませた（る）方は、役場企画情報課環境衛生係までご一報願います。

また、犬の体調が悪く、注射による副作用が心配な場合は、事前に掛かりつけの動物病院で診てもらってください。 獣医師が注射を控えた方がいいと判断した場合は、注射猶予証明書が発行されるので、その証明書を持参して役場企画情報課までお申し出ください。 その年度の注射義務が免除されます。

（※注射の猶予は獣医師の判断になりますので、飼い主が独自で判断するものではありません。）

雨天決行！

集合注射実施日：令和7年6月17日（火）

集合時間	集合会場
午前 9:00	役場前駐車場
9:15	交流プラザ 南別川沿駐車場
9:35	真狩川河川公園駐車場
10:05	泉地区集会所
10:15	真狩神社 駐車場
10:50	富里研修センター
11:20	克雪管理センター
午後 1:15	見晴地区集会所
2:40	加野地区集会所
3:00	神里地区集会所
3:40	役場前駐車場

注射は「ニセコの森動物病院」の獣医師が実施いたします。

※ 最寄の会場もしくは時間の都合が合う会場へお越し願います。

予定時刻はずれ込む場合があります。時間になっても注射班が来ないときは、企画情報課までお問合せください。



【お問合わせ・連絡先】

役場 企画情報課 環境衛生係
電話45-3613（企画情報課直通）

※ この集合注射の機会を逃した場合は、個別で最寄りの動物病院で注射を受けていただくことになります。

※ 犬が死亡または譲渡等で既にいない場合は届け出が必要ですので事前に連絡をお願いします。

★ 料 金

登録済の犬 3,240円/頭 { 内訳 注射技術料 2,690円
注射済票交付料 550円

※お釣りのないようにご用意をお願いします。

登録未済の犬は事前に役場企画情報課窓口で登録手続きをしてください。（登録料3,000円）



裏面もご覧ください

北海道獣医師会後志支部
真 狩 村

※ 犬に関する苦情が入っています。飼い主はルールを守って適切な飼育をしてください。

(苦情の例)

- ・ **犬が吠えてうるさい。** ←散歩や飼育場所の改善等、犬のストレス軽減に努めてください。
- ・ **糞が放置されている。** ←後始末をしっかりとってください。
- ・ **犬が放れていて危ない。** ←しっかりけい留してください。

犬の飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射及びけい留(繋ぎとめ)の義務が法律や条例で定められており、罰則も設けられています。

【狂犬病予防法】(抜粋)

(登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、市町村長に犬の登録を申請しなければならない。

3 犬の所有者は、鑑札をその犬に着けておかなければならない。

(予防注射)

第5条 犬の所有者は、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(罰則)

第27条 次に該当する者は20万円以下の罰金に処する。

- 一 犬の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者
- 二 犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者

【真狩村畜犬取締及び野犬掃とう条例】(抜粋)

(畜犬のけい留等)

第3条 畜犬の飼育者は、畜犬をけい留しておかなければならない。

(罰則)

第14条 次に該当する者は10万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第3条の規定に違反して畜犬のけい留をしなかった者

【動物の愛護及び管理に関する法律】(抜粋)

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(罰則)

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけたりした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は科料に処する。